

「ネットの描くまちづくり」の実現へ

先の統一地方選で市民ネットが掲げた5つの大きな政策は、

- ①歩いて暮らせるまち
- ②福祉コミュニティづくり
- ③働き方とライフスタイル
- ④循環型社会づくり
- ⑤ガラス張りの議会に



そのうち⑤は、来年度、政務調査費の1円以上の領収書添付の義務付け、費用弁償の廃止、常任委員会の公開などが決まり、大きく前進しました。

その他の実現に向けて、昨年4つのプロジェクトを立ち上げました。月1回の活動です。

- ①歩行者・自転車に優しい道路づくり・利用しやすいバス交通・モノレールの役割
- ②地域福祉の現状など情報収集・地域福祉の働きを作るために何が必要か
- ③子育て支援・働く人の権利を守る
- ④緑の保全のための条例づくり・プラスチックと生ごみの分別に向けて

などが議題となっています。

どなたでも参加大歓迎！問い合わせは各区事務所まで。

公開シンポジウム

十代の性

～家庭・学校・地域全体でできること～

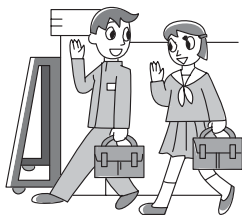
参加者に感想を寄せていただきました。 (12/16 於ホテルプラザ菜の花) 主催 日本誕生学協会

◆印象に残ったのは、群馬県の産婦人科医で、思春期外来・学校での性教育の現場に携わっている家坂清子先生の「思春期外来より～子ども達の心と体・性の現状～」と題した講演でした。

数々のデータからわかったことは、このまま放っておいてはいけない、ということでした。愛があれば、互いに合意の上なら性交してもいいと考える中高生のなんと多いことか。高校生では約80%でした。データは「普通の高校生なら、明日にでも性交するかもしれない」というショッキングな事実を物語っていました。子ども達は避妊方法や感染症の怖さなど、正しい知識を身につけないまま、性への関心を高まらせているのです。

大人にできることは、小・中・高と年齢に合った内容の知識を、段階を踏んで伝えることです。でも実は大人も性に関する正しい知識を身につけてはいないのかもしれない。クラミジアに感染することでHIVの感染率が高まったり、不妊症になったりするという、性交後72時間以内に飲めば妊娠を防げる緊急避妊薬があることなど、親として知っておかなければならない知識を私は今回初めて知りました。この様な講座をできるだけ多くの大人が聞き、地域全体で子ども達の未来を守らなければと感じました。(若葉区・岩崎)

◆ボーイフレンドから求められても、「ノー」と自分の意思を伝え、自分を大切にできるかどうかは、家庭の親子関係の中で自己肯定感を持てるように成長できているかどうかにかかっているという興味深いお話もありました。「無軌道な性」と言われる背後にあるものを見つめる必要があります。(花見川区・竹内)



県議会報告

シリーズ 何をやっている？ 県議会③

財政危機の中

おねだりの議会質問では「学芸会」の名にも値しない

県議会議員 川本 幸立



です。

堂本知事は12月定例議会の冒頭、こつした財政危機を大型公共事業の凍結や抜本的見直し、談合の疑いが極めて高い(落札率95%)入札制度の改革などで乗り切るのはなく、さらなる借金を検討している」と答弁しました。それを受けて次々登場する自民党議員の質問の多くが、厳しい財政事情は承知しているが」という枕詞ではじまり、道路事業推進などの「要望」

を出し、最後は「クリスマスプレゼント」お年玉を期待するという言辞で締めくくられていました。どの事業を削りどの事業を優先するのか、歳入をどう確保するのかをオープンに議論し県民に説明責任を果たしつつ決定する場が県議会の一歩の使命です。肝心なことを執行部や水面下の根回しに委ねる欠陥「台本」では、「学芸会」の名にも値しません。使命を間違えた議員が多数を占める「翼賛」化した県議会の実態を再認識しました。



市議会報告

加曾利の歴史的景観を守りたい!

市議会議員 山田 京子

昨年秋の条例制定駅から半径1キロ以内の市街化調整区域内の宅地開発が可能になった)によって、若葉

ん。あくまでも地権者の好意にすがって守っているのが今の制度です。

区に加曾利貝塚周辺が宅地開発の危機に瀕しています。地元住民の出した、加曾利貝塚と坂月川一帯の水辺を乱開発から守る請願」は、常任委員会で継続審議になっています。

市民が守りたい緑は、どうやって守ることができるのでしょうか?

今ある、保存樹林、市民の森、市民緑地の制度は、地権者が売りたい」といえば、止める力はありません。

市民ネットワークでも、緑の保全の条例作りに向けて学習がはじまりました。ぜひ、皆さんのご参加をお待ちしています。

変えるな!

平和憲法

福田政権は憲法改正を声高に表明せず、改正の論議は一時静かになったように見える。

でも、2007年に「教育基本法」の改正と「国民投票法」が成立したことを忘れてはいけません。憲法改正に賛成の議員が衆参両院で3分の2以上で改正の発議がされ、国民投票が行われる。今の状況では両院での3分の2獲得は難しいが、今後国会議員の多数を改正賛成の党が占めれば、早ければ2020年頃までには憲法改正が実現する可能性が高い。また最初に憲法96条「憲法改正手続き」の改正(例えば3分の2から2分の1に変える)が国民投票で問われ成立すれば、9条改正の発議はもつと容易になる。国民投票法が成立した今、私たち一人ひとりが憲法はどうあるべきかを考える時に差し掛かっている。

また、教育基本法改正後の教育現場はどのように変わるのだろうか。私たちは子どもたちに「戦争の放棄」「国民主権」「基本的人権の尊重」をきちんと伝えていけるだろうか。いつか国のために命を投げ出すことを肯定する若者が大勢を占める日がくるのではないかと危惧する。これからの教育のあり方に注目していくことが大切だと考えている。(広報部 宮田)